静岡県警察本部告示　第59号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について、公開による意見の聴取を行うので、同法第 104 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年11月12日

静岡県警察本部長　　久田　誠

1　意見の聴取の期日

令和8年12月2日　午前９時00分

2　意見の聴取の場所

静岡市葵区与一六丁目16番１号

静岡県警察本部中部運転免許センター